

バーゼル委員会による信用リスクの標準的手法

の改定に関する市中協議文書

小立 敬

■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は2014年12月22日、「信用リスクの標準的手法の改定」と題する市中協議文書を公表した。銀行勘定の信用リスクに対する資本賦課方式のうち標準的手法について、①外部格付への依存の低減、②リスク・センシティブティ（リスク感応度）の改善、③各国裁量の低減、④標準的手法と内部格付手法（IRB）の関係性の強化、⑤銀行間の所要資本の比較可能性の改善を図るものである。
2. 市中協議文書の要点は、①銀行エクスポージャーには「コモンエクイティ Tier1」と「ネット不良資産比率」に基づいて30%~300%のリスク・ウエイトを適用、②事業法人エクスポージャーには「売上高」と「レバレッジ」に基づいて60%~300%のリスク・ウエイトを適用、③エクイティについては上場株式に300%、非上場株式を含むその他には400%のリスク・ウエイトを適用、④居住用不動産エクスポージャー（住宅ローン）は「ローン・トゥ・バリュー（LTV）比率」と「デット・サービス・カバレッジ（DSC）比率」に基づいて25%~100%のリスク・ウエイトを適用、⑤信用リスク緩和措置（CRM）に関しては、手法の整理と削減、監督上のヘアカットの再調整、適格保証基準の見直しを行っていることである。
3. 新たな標準的手法では、現行のリスク・ウエイトよりも相対的に高いリスク・ウエイトが適用される結果、標準的手法を採用して自己資本賦課を計測している銀行では、リスク・アセットが増加し自己資本比率の低下をもたらす可能性がある。また、今回の標準的手法の改定はIRBを利用する銀行にも影響する。バーゼル委員会はIRBに対して標準的手法に基づく資本フローを導入する方針を示しており、IRB行は標準的手法に基づいてリスク・アセットを計測することが求められる。
4. 信用リスクの標準的手法の改定が自己資本比率に与える影響は現時点では明らかではないが、今後行われる資本フローの検討や定量的影響度調査（QIS）の結果を見極めつつ、その影響を注視していく必要がある。

I. 市中協議文書の公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2014年12月22日、「信用リスクの標準的手法の改定（Revision to the Standardised Approach for Credit Risk）」と題する市中協議文書を公表した¹。バーゼルⅢの自己資本比率において銀行勘定の信用リスクに係るリスク・アセットの計測方法のうち標準的手法の見直しを図るものである。バーゼル委員会は標準的手法の改定の目的について、①外部格付への依存の低減、②リスク・センシティブリティ（リスク感応度）の改善、③各国裁量の低減、④標準的手法と内部格付手法（Internal Ratings-Based; IRB）の関係性の強化、⑤銀行間の所要資本の比較可能性の改善を挙げている。

金融危機を受けて強化されたバーゼルⅢは、G20の枠組みの下、G20すべての国で適用が始まっている。そうした中、バーゼル委員会は各国・地域で一貫性を保ち調和の図れたバーゼルⅢの適用を促す観点から、「規制整合性評価プログラム（Regulatory Consistency Assessment Program; RCAP）」を2012年から実施してきた。欧州や米州、アジアの主要行を対象に実施されたRCAPの結果、内部モデルを利用して計測したリスク・アセットに銀行間で大きなばらつきがあることが明らかになり、信用リスクに関しては、デフォルト確率（PD）やデフォルト時損失率（LGD）といったパラメータに相違があり、それがリスク・アセットのばらつきの原因となっていることが判明した。

バーゼル委員会はリスク・アセットのばらつきの問題に対処を図るため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの内部モデル手法に基づくリスク・アセットの計測の際、標準的手法をフローアールやベンチマークとして位置づけるため、各リスク・カテゴリーの標準的手法を改定する方針を2014年11月に開かれたブリスベン・サミットに向けて明らかにした²。当該方針の中では、信用リスクの標準的手法の改定について2014年末までに市中協議文書を公表する予定が示されていた。

バーゼル委員会による信用リスクの標準的手法の改定に関する市中協議文書の要点は、以下のとおり。

- 銀行エクスポージャー： 現行の外部格付の参照やソブリンとの関連性を排除する代わりに、「コモンエクイティ Tier1」と「ネット不良資産比率」に基づくテーブルによって30%～300%のリスク・ウエイトを適用
- 事業法人エクスポージャー： 現行の外部格付の参照を排除する代わりに、「売上高」と「レバレッジ」に基づくテーブルによって60%～300%のリスク・ウエイトを適用
- 劣後債務、エクイティ、その他資本商品： 劣後債務やその他資本商品（エクイティ以外）には250%のリスク・ウエイトを適用し、エクイティ・エクスポージャーに関

¹ Basel Committee on Banking Supervision, “Revisions to the Standardised Approach for Credit Risk,” Standards, Consultative Document, December 2014 (<http://www.bis.org/bcbs/publ/d307.pdf>). なお、パブリック・コメントの期限は2015年3月27日である。

² Basel Committee on Banking Supervision, “Reducing excessive variability in banks’ regulatory capital ratios; A Report to the G20,” November 2014. その概要については、小立敬「銀行間のリスクアセットのばらつきに対応するバーゼル委員会の政策方針」『野村資本市場クォーターリー』2015年冬号（ウェブサイト版）を参照。

しては上場株式に 300%、それ以外には 400%のリスク・ウェイトを適用

- リテール・エクスポージャー： 75%のリスク・ウェイトを適用するための要件強化
- 居住用不動産エクスポージャー： 35%のリスク・ウェイトに替えて、「ローン・トゥ・バリュー（LTV）比率」と「デット・サービス・カバレッジ（DSC）比率」に基づくテーブルによって 25%~100%のリスク・ウェイトを適用
- 商業用不動産エクスポージャー： ①原則としてリテールまたは事業会社向けの無担保エクスポージャーとして 60%~300%のリスク・ウェイトを適用、または②LTV 比率に基づくテーブルによって 75%~120%のリスク・ウェイトを適用
- 信用リスク緩和措置（credit risk mitigation; CRM）の枠組み： CRM の手法の整理・削減、監督上のヘアカットの再調整、適格保証基準の見直し

なお、今回の改定では、ソブリン、中央銀行、公共法人（public sector entity）に対するエクスポージャーは見直しの対象にはなっていない。しかしながら、バーゼル委員会は、ソブリン関連リスクについては、今後より幅広い全体的な見直しを行う方針を市中協議文書の中で明らかにしており、将来的にはソブリンのリスク・ウェイトが修正される可能性がある。

バーゼル委員会は、2014 年 12 月末時点のデータを基に包括的な定量的影響度調査（QIS）を実施する予定である。バーゼル委員会としては、信用リスクの標準的手法の改定に関する最終規則を策定する前に、バーゼル委員会で合意されたその他の改革も考慮に入れながら、適用のタイムテーブルを含む適用に向けた適切な措置を検討する考えを明らかにしている。その際、グランドファザリングを導入することも含め、最終規則の適用に向けて十分な時間を設ける方針を述べている。

II. 標準的手法の改定の背景

バーゼル委員会は標準的手法の欠陥として、まず外部格付への過度の依存を挙げる。金融危機によって、金融市場が基準や法令、規制に深く組み込まれた外部格付に依存していることが明らかになり、格下げがプロシクリシティを増幅し、金融システムの混乱をもたらすことが懸念されるようになった。その結果、金融安定理事会（FSB）は 2010 年 10 月、法令・規制・基準における外部格付への依存を削減するための原則を公表している³。FSB 原則は、基準設定者や当局が基準や法令、規制における格付の参照を検証し、可能な限り格付の参照を排除し、他の適切な信用価値基準をもって代替すべきであるとしている。例えば、米国では、2010 年 7 月のドッド＝フランク法が金融法規から格付を削除することを規定したことから、米国の現在の規制体系からは格付が排除されている。

³ FSB, “Principles for Reducing Reliance on CRA Ratings,” October 2010. その概要に関しては、小立敬「格付け依存の是正を求める金融安定理事会」『野村資本市場クォーターリー』2011 年冬号（ウェブサイト版）を参照。

市中協議文書の中でバーゼル委員会は、格付会社は金融市場において重要な役割を担っており、外部格付は信用リスクの分析を行う際に価値ある情報を提供していると述べる一方で、外部格付が基準や法令、規制に深く組み込まれている結果、市場参加者に機械的な格付への依存が生じ、貸し手や投資家の不十分なデューデリジェンスや不適切なリスク管理につながっているとの見方である。一方、現行の標準的手法では、事業会社向けエクスポージャーの多くが無格付であり、リスクを認識するために外部格付に代替する評価が必要であるという面も強調している。

また、バーゼル委員会は改定の背景として、特定のエクスポージャーにおいてリスク・ウエイトが一定であったり、リスク・ウエイトの区分が少ないことから、リスク・プロファイルの違いが考慮されていないという問題を挙げる。バーゼル委員会は、現行の枠組みではエクスポージャーのカテゴリーについてリスク・ファクターを踏まえて明確に識別できていないこと、リスク・センシティブリティを犠牲にして簡素化を強調する場合があることがそれらの問題の原因であるとしており、標準的手法のリスク・センシティブリティの向上も改定の重要な狙いとなっている。

さらに、バーゼル委員会は、IRB 行の間でリスク・アセットのばらつきが観察されたことから、リスク・アセットのばらつきを抑制し、内部モデルで計測した結果が過小資本をもたらすことを回避するため、内部モデルを使って計測される信用リスクの所要資本のフロアとして標準的手法を利用することを検討していることを挙げている。資本フロアの導入を図るため、標準的手法の改定に関する市中協議文書と同時に、バーゼル委員会は標準的手法に基づく資本フロア的设计に関する市中協議文書を公表している⁴。

標準的手法の改定に関するその他の背景としてバーゼル委員会は、現行の標準的手法の水準調整が行われた後に金融市場は発展しており、水準調整が時代遅れとなっていること、標準的手法と IRB のリスク・ウエイトの間で比較可能性や調和が一部欠けていること、各国裁量が認められるエクスポージャーにおいて複雑性が生じ明確さが失われていることを指摘している。

Ⅲ. 信用リスクのリスク・ウエイトの改定

現行の標準的手法では、主に外部格付に基づいて各エクスポージャーのリスク・ウエイトが割当てられる仕組みであったが、市中協議文書が提案する新たな標準的手法においては、外部格付の参照は排除されており、外部格付を利用する代わりに各エクスポージャーのリスク・ウエイトを決定するリスク・ドライバーが選ばれている。

1. 銀行向けエクスポージャー

現行の銀行向けエクスポージャーでは、銀行の母国のソブリン格付を参照しソブリン格

⁴ Basel Committee on Banking Supervision, “Capital Floors: the Design of a Framework Based on Standardised Approaches,” Standards, Consultive Document, December 2014.

付よりも一段高いリスク・ウェイトを適用する方法と、銀行の外部格付を参照してリスク・ウェイトを適用する方法がある。一方、市中協議文書の提案では、リスク・ウェイトの決定に当たってソブリンの信用リスクとの関係や銀行の外部格付の参照が排除されている。市中協議文書はリスク・ドライバーとして、銀行の資本の十分性と資産の質を考慮する方針を示している。資本の十分性と資産の質がリスク・ドライバーに選ばれた理由として、多くの国の銀行の破綻事例について回帰分析を行った結果、資本の十分性と資産の質の 2 つの変数の説明力が高いことが挙げられている。

市中協議文書は、資本の十分性を表す具体的な指標としてカウンターパーティとなる銀行のコモンエクイティ Tier1 (CET1) 比率、つまり普通株式等 Tier1 比率を提案している。また、資産の質の指標としては、以下の算式で計測されるカウンターパーティの銀行のネット不良資産 (NPA) 比率を挙げている。

$$\frac{(\text{不良資産化した貸出・リース} - \text{引当金}) + (\text{不良資産化した債務証券・その他の有利子負債} - \text{引当金})}{(\text{総貸出・リース} + \text{総債務証券} + \text{有利子負債})}$$

後述のとおり、従来はリスク・ウェイトの計測において債務エクスポージャーに関する優先劣後の区別はなかったが、新たな手法ではシニア債務と劣後債務は区別され、異なるリスク・ウェイトが適用される。銀行向けエクスポージャーのうちシニア債務に関しては、CET1 比率とネット NPA 比率に基づくテーブルによって 30%~300% のリスク・ウェイトが割当てられる (図表 1)。高い CET1 比率と低いネット NPA 比率の銀行はデフォルト確率が低くなることから、より低いリスク・ウェイトが適用される。バーゼル委員会はリスク・ウェイトの水準について、統計的な分析とともに専門的な判断 (expert judgement) および政策的な見地を踏まえて設定したとしている。

一方、当初満期が 3 ヶ月未満として定義される短期のインターバンク・エクスポージャーのリスク・ウェイトに関しては、CET1 比率とネット NPA 比率で決定されるリスク・ウェイトよりも 20% 低い値で決定される。ただし、リスク・ウェイトのフロアーとして 30% が下限値として設定され、またリスク・ウェイトが 100% を超える場合にはリスク・ウェイトから 20% を控除する扱いは適用されない。

図表 1 銀行向けエクスポージャー (シニア債務) のリスク・ウェイト

		CET1比率					
		12%以上	9.5%以上 12%未満	7%以上 9.5%未満	5.5%以上 7%未満	4.5%以上 5.5%未満	4.5%未満
ネットNPA比率	1%以下	30%	40%	60%	80%	100%	300%
	1%超3%未満	45%	60%	80%	100%	120%	
	3%超	60%	80%	100%	120%	140%	

(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」

なお、現行の標準的手法では、銀行と証券会社とは区別されていないが、新たな標準的手法では、一定の証券会社は銀行と明確に切り分けられる。すなわち、証券会社がプルーデンス規制の適用を受け、銀行と同等の監督が適用される限り、証券会社およびその他金融機関については、銀行と同じ扱いとなり、CET1 比率とネット NPA 比率に基づいてリスク・ウェイトが割当てられる。一方、その他の証券会社やその他金融機関は、事業会社と同じ扱いとなる。

2. 事業会社向けエクスポージャー⁵

現行の標準的手法では、事業会社向けエクスポージャーは外部格付を参照して 20%～150%のリスク・ウェイトが割当てられ、事業会社が無格付の場合には 100%のリスク・ウェイトが適用される。そのため、バーゼル委員会は事業会社向けエクスポージャーのうち多くの割合が無格付であることを認識している。

一方、市中協議文書が提案する新たな標準的手法では、事業会社向けエクスポージャーのうちシニア債務に関しては、外部格付への参照が排除され、その代わりに事業会社の売上高 (revenue) とレバレッジに基づくテーブルによって 60%～300%のリスク・ウェイトが適用される (図表 2)。事業会社の高い売上高と低いレバレッジは低いデフォルト確率をもたらすとして、より低いリスク・ウェイトが割り当てられている。一方、債務超過 (negative equity) の場合にはデフォルト確率が高くなることから、高いリスク・ウェイトが割り当てられている。バーゼル委員会はリスク・ウェイトの水準について、統計的な分析とともに専門的な判断および政策的な見地を踏まえて設定したと述べている。

リスク・ドライバーに売上高を選んだ理由としてバーゼル委員会は、一般に銀行が使っている事業会社向けエクスポージャーの信用リスク・モデルにおいては、売上高が収益力の強さを表す指標として最も使われている点を挙げている。売上高ではなく利益を指標として使う場合にはインセンティブの不一致の問題や資本規制の枠組みに過度のプロシクリシティをもたらす可能性を指摘する。また、バランスシートの強さを表す指標としてレバレッジが信用リスク・モデルで使われている測定基準と調和しているとする。バーゼル

図表 2 事業会社向けエクスポージャー (シニア債務) のリスク・ウェイト

		売上高			
		500万ユーロ以下	500万ユーロ超 5000万ユーロ以下	5000万ユーロ超 10億ユーロ以下	10億ユーロ超
レバレッジ	1～3倍	100%	90%	80%	60%
	3～5倍	110%	100%	90%	70%
	5倍超	130%	120%	110%	90%
債務超過		300%			

(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」

⁵ 事業会社向けエクスポージャーには、他のエクスポージャーのカテゴリーに含まれないエクスポージャーが含まれる。例えば、組合、パートナーシップ、信託、ファンドに対するエクスポージャーも含まれる。

委員会は、定量分析の結果、レバレッジは特に売上高と同時に利用した場合に最も説明力が高くなると述べている。レバレッジの計測は、各国法域の会計基準の下、総資産を総資本で除した値として算定され、売上高とレバレッジを算定する際には利用可能な直近の決算期末の計数を用いることが求められる⁶。

バーゼル委員会はリスク・ウエイトの水準調整に当たって、IRB 行が中小企業（SME）とそれ以外の企業に適用しているリスク・ウエイトのデータを収集し、SME に適用されるリスク・ウエイトがその他の企業のリスク・ウエイトの概ね2倍の水準であることを認識している。また、特定のレバレッジや売上高の事業会社に関するリスク・ウエイトを IRB 行から収集し、それを水準調整のベースとしている。一方、リテール・ポートフォリオから事業会社ポートフォリオに移行した SME のクリフ効果（リスク・ウエイトの大きな差）を緩和するため、売上高が低い事業会社のリスク・ウエイトについては引下げていると説明している。

また、IRB との調和を図る観点から、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付を含む特定貸付債権については通常の扱いとは異なることになる。具体的には、①売上高とレバレッジに基づいて決定されるリスク・ウエイトと、②プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付に係る 120%のリスク・ウエイトまたは土地取得、開発、建設をファイナンスするためのエクスポージャーに係る 150%のリスク・ウエイトのいずれか高い値が適用される。

3. 劣後債務、エクイティ、その他の資本商品

現行の枠組みでは、エクスポージャーがシニア債務か劣後債務かでリスク・ウエイトの区別は設けられていない。もっとも、バーゼルⅢの適用後は、いわゆるダブルギアリング規制の下、銀行が発行するエクイティや規制資本商品に投資した場合、資本控除が生じなければ、250%のリスク・ウエイトが適用されることがある。ただし、事業会社が発行するエクイティまたは劣後債務に関してそのようなリスク・ウエイトの差は生じない。

一方、市中協議文書はリスク・センシティブリティの改善の観点から、発行者が銀行か事業会社かにかかわらず、劣後債務およびエクイティ以外の資本商品に対しては 250%のリスク・ウエイトを割当てるとともに、IRB との調和を踏まえて、エクイティ・エクスポージャーに関しては、（ダブルギアリング規制の下で資本控除またはリスク・ウエイト 250%が適用されない限り）上場株式には 300%のリスク・ウエイト、それ以外には 400%のリスク・ウエイトを適用することを提案している。

⁶ 事業会社に要求しても売上高とレバレッジを算定する計数が利用できない場合には、300%のリスク・ウエイトが適用されることになるが、企業に必要以上のペナルティを与えることを避けるため、300%よりも低い 110%の寛大なリスク・ウエイトを適用することを想定している。

4. リテール・ポートフォリオ

リテール・エクスポージャーに関しては、現行の枠組みでは、①適応基準 (orientation criterion)、②商品基準 (product criterion)、③個別エクスポージャーの金額制限 (low value of individual exposure)、④グラニュラリティ基準 (granularity criterion) を満たす場合には、リスク分散の効果を考慮して 75%という有利なリスク・ウエイトを適用することができる。一方、新たな標準的手法では、従来の基準を踏まえた上で、十分に分散が図られていることを求めるグラニュラリティ基準に関して、各国当局が適切な基準を設けていない場合には、個別カウンターパーティのエクスポージャーの合計額がリテール・ポートフォリオ全体に占める割合が 0.2%を超えないことを規制上の基準として厳格化することを提案している⁷。これらの基準を満たさない場合には、100%のリスク・ウエイトが適用される。

さらに、バーゼル委員会は、リテール・エクスポージャーに 75%の有利なリスク・ウエイトを適用し続けるか否かについても検討を行っていることを明らかにしている。バーゼル委員会としては、現行の枠組みが必ずしもリスク・センシティブではないことを認識しており、リテール・エクスポージャーのリスクを識別するためにより適切なリスク・ドライバーが他にないかを検討する考えを述べており、リテール・エクスポージャーの資本賦課の枠組みがさらに変わる可能性もある。

5. 不動産担保債権

現行の標準的手法では、居住用不動産モーゲージで担保されたエクスポージャー（抵当権付住宅ローン）に対しては、35%という有利なリスク・ウエイトを適用することが認められている。しかしながら、現行の枠組みは、所有者が居住しているか否かを考慮することなく、一方で厳格な評価ルールに基づいてローンの額に比べて十分な担保余力が残されていることを要件としていることから、バーゼル委員会は一定のエクスポージャーには 35%のリスク・ウエイトは高く、一定のエクスポージャーには 35%のリスク・ウエイトが低くなっているとの認識を示している。また、十分な担保余力に対する基準が各法域で異なることから、法域間で比較可能性がないことも指摘している。

そこで、市中協議文書はリスク・センシティブリティを向上させ国際的な規制の調和を図る観点から、ローン残高と不動産価値の比率であるローン・トゥ・バリュー (loan-to-value; LTV) 比率と債務者の総所得に占める債務の元利払いの額の割合を表すデット・サービス・カバレッジ (debt service coverage; DSC) 比率に基づいて 25%~100%のリスク・ウエイトを提案している（図表 3）。

⁷ 現行は、グラニュラリティ基準を実現する 1つの方法として、0.2%の上限規制を設けることは選択肢の 1つとして掲げられているのみであった。なお、日本の自己資本告示では 0.2%の上限が設けられている。

図表 3 居住用不動産担保エクスポージャーのリスク・ウエイト

	LTV比率					
	40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上
個人向けローン(DSC比率35%以下)	25%	30%	40%	50%	60%	80%
その他のローン	30%	40%	50%	70%	80%	100%

(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」

LTV 比率が適切なリスク・ドライバーである理由について、バーゼル委員会は、経験則上、居住用不動産担保の価値に対してローン残高が小さければ、デフォルト時に被る損失も小さいことを挙げる。さらに、居住用不動産担保の価値に対してローン残高が小さければ、債務者がデフォルトに陥る可能性も低いことがデータから示唆されるとする。LTV 比率は、所要資本を計測するという目的の下、不動産価値を保守的に見積もり住宅価格のシクリカリティを排除する必要があることから、ローンのオリジネーション時の不動産価値を継続的に利用することを求めている。

また、リスク・センシティブティの向上を図る観点から、DSC 比率を用いて債務者のモーゲージに対する返済能力を考慮し、DSC 比率が 35%以下の個人にはより低いリスク・ウエイトが適用される仕組みとしている。DSC 比率については、総所得はオリジネーション時の税引後所得で算定され、債務の元利払いの額はオリジネーション時に銀行が把握する債務者のすべての金融債務を考慮しなければならない。

他方、商業用不動産で担保されたエクスポージャーに関しては、現行は原則として 100%のリスク・ウエイトが適用される。ただし、歴史のある確立した市場がある場合には各国の裁量の下、例外的にローンを担保する不動産の市場価値の 50%またはモーゲージ貸出の価値の 60%のいずれか低い額を限度として 50%という有利なリスク・ウエイトを適用することが認められている。

金融危機を受けて商業用不動産を担保とするエクスポージャーについては、高リスクのエクスポージャーであることが改めて認識されたことから、市中協議文書はリスク・センシティブティの向上を図るため、リスク・ウエイトの計測について以下の 2 つの選択肢を提示している。

- オプション A： 不動産担保を考慮せずに無担保エクスポージャーとして扱い、リテールまたは事業会社のエクスポージャーに係るリスク・ウエイト（60%～300%）を適用するとともに、各国裁量によって厳格な条件の下で 50%の有利なリスク・ウエイトを適用することも許容
- オプション B： LTV 比率に基づくテーブルによって 75%～120%のリスク・ウエイトを適用（図表 4）

図表 4 商業用不動産担保エクスポージャーのリスク・ウエイト（オプション B）

	LTV比率		
	60%未満	60%以上75%未満	75%超
商業用不動産担保エクスポージャー	75%	100%	120%

（出所）バーゼル委員会「市中協議文書」

バーゼル委員会は、オプション A について、デフォルト時の返済の可能性と発生する損失はカウンターパーティの質に密接に関係することを念頭に置いたアプローチであるとし、オプション B については、デフォルト時の返済の可能性と発生する損失はローン残高を上回る担保価値の額に密接に関係することを念頭に置いたアプローチであると説明している。

6. 通貨ミスマッチに関するリスク・ウエイトのアドオン

バーゼル委員会は、融資を実行している通貨と債務者が収入を得ている通貨が異なるエクスポージャーについては、為替レートの変動に伴うリスクがあることを指摘する。そこで、市中協議文書は、為替リスクのヘッジが困難な個人や零細企業が債務者の中心であるリテール・エクスポージャーおよび居住用不動産で担保された債権を対象として、リスク・ウエイトの上乗せを図る枠組みを検討していることを明らかにしている。

7. オフバランスシート・エクスポージャー

バーゼル委員会は、現行の標準的手法におけるオフバランスシート・エクスポージャーについて、リスク・アセットへの変換を図る乗数である CCF（credit conversion factor）の水準が時代に合わなくなってきたことに加えて、IRB との一貫性や比較可能性がないという欠点を挙げる。現在、IRB のうち基礎的内部格付手法（FIRB）における CCF は、多くの場合で標準的手法の CCF に基づいているものの、いくつかの項目については標準的手法よりも保守的になっている。特に、一定のコミットメントについては、標準的手法の CCF の水準よりも高くなっている。バーゼル委員会としては銀行間の比較可能性を高める観点から、標準的手法と FIRB の CCF を改めて調整する必要があるとしており、市中協議文書は、一定のオフバランスシート・エクスポージャーについて標準的手法における新たな CCF を提案している（図表 5）。

図表 5 改定後の標準的手法における CCF

	現行SA	FIRB	改定SA
事前通知なしに無条件でキャンセル可能または債務者の信用価値の低下によって自動的にキャンセル可能なコミットメント	0%	0%	10%
コミットメント（無条件にキャンセル可能なもの以外）	-	75%	75%
満期1年以下のコミットメント（無条件にキャンセル可能なもの以外）	20%	-	-
満期1年超のコミットメント（無条件にキャンセル可能なもの以外）	50%	-	-
NIF (note issuance facility)、RUF (revolving underwriting facility)	50%	75%	75%

（出所）バーゼル委員会「市中協議文書」

IV. 信用リスク緩和措置の改定

バーゼル委員会は、標準的手法の下で適用される既存の信用リスク緩和措置（CRM）の枠組みに関して、①利用可能な手法が必要以上に存在し、複雑な範囲を構成していることから、銀行にいい所取り（cherry-picking）を許容し、②自行推計の利用が標準的手法の改定を行う際の原則に反するという問題を挙げる。そこで、市中協議文書は、CRMの欠陥に対処しその明確さおよび一貫性を改善する観点から、標準的手法における銀行勘定のエクスポージャーに適用されるCRMの枠組みの改定を提案している（図表6）。

1. 内部モデルに基づく手法の廃止

現行の標準的手法では、金融担保で保全された特定のエクスポージャーの資本賦課の計測において内部推計を用いることが認められているが、新たな標準的手法においては、所要資本の計測に内部モデルの利用を認めるべきではないという原則を踏まえ、①自行推計へアカット、②一定の証券担保ファイナンス取引（SFT）に対するVaRモデル手法、③SFTおよび担保付OTCデリバティブ取引に対する内部モデル手法（IMM）の利用が禁止され、監督上のヘアカット（supervisory haircut）のみが認められる。SFTおよびOTCデリバティブのエクスポージャーを算定する際には、カウンターパーティ信用リスクの標準的手法（SA-CCR）を利用しなければならない。

2. 適格金融担保

現行の簡便手法、包括的手法では、債券等の適格金融担保は一般に外部格付を取得することが求められる。バーゼル委員会としては、適格担保の範囲を定める目的で外部格付を利用することは、エクスポージャーやリスク・ウェイトの算定に直接的な影響を与えないことから、深刻な問題を生じるとはみていないものの、米国のように外部格付の規制利用を認めない法域があることを踏まえて、外部格付に代替する基準を検討している。

図表6 CRMの枠組みの改定に関する概要

	簡便手法	変更なし
ファンデッド型 (担保等)	包括的手法	監督上のヘアカットに基づく適格金融担保: ①ヘアカットを再調整、②担保として利用される投資信託、UCITSへのルックスルーの適用、③ヘアカットのテーブルに 適格CCPを反映
		自行推計ヘアカットに基づく適格金融担保: 廃止
		レポに対する内部VaRモデル: 廃止 正の期待エクスポージャー手法: 廃止
	オンバランスシート・ ネットティング	監督上のヘアカットの再調整
アンファンデッド型 (デリバティブ、保証)	保証	信用プロテクション提供者の範囲: ①保証人の外部格付基準を定性的な基準に 変更、②証券化に対する保証人の保証を認めないこと、③ブルーデンス規制下 にある金融機関を適格保証人とすること
	クレジット・ デリバティブ	適格クレジット・デリバティブ: N th トウ・デフォルトは認めない 重要性の基準: 重要性基準以下のエクスポージャーは資本控除に替えて1,250% のリスク・ウェイトを適用

(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」

図表 7 監督上のヘアカットの改定

債券格付	残存期間	ソブリン	他の発行者	証券化 エクスポージャー
AAAからAA-/A-1	1年以下	0.5	1	2
	1年超3年以下	2	3	8
	3年超5年以下		4	
	5年超10年以下	4	6	16
	10年超		12	
A+ から BBB-/ A-2/A-3/P-3、 無格付銀行発行 債券	1年以下	1	2	4
	1年超3年以下	3	4	12
	3年超5年以下		6	
	5年超10年以下	6	12	24
	10年超		20	
BB+からBB-	すべて	15	非適格	非適格
主要株式指数を構成する株式(転換社債を含む)、金		20		
認定取引所に上場されているその他の株式		30		
UCITS、投資信託		<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドのエクイティ投資に対してルックスルーを適用していない場合、ファンドが投資対象としている証券に適用される最高のヘアカットを適用 ・ ルックスルーを適用している場合、ファンドが保有する商品に適用されるヘアカットの加重平均を適用 		
同じ通貨の現金		0		

(注) 単位は%。

(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」

図表 8 代替的な監督上のヘアカット

残存期間	ソブリンのリスク・ウエイト			非ソブリンのリスク・ウエイト		
	0%	20% または50%	100%	公共法人20% 銀行30% 事業会社60%	公共法人100%以下 銀行30%超60%未満 事業会社60%超50% 未満	証券化 エクスポージャー
1年以下	0	1	15	1	2	4
1年超3年以下	2	3	15	3	4	12
3年超5年以下				4	6	
5年超10年以下	4	6	15	6	12	24
10年超				12	20	
主要株式指数を構成する株式(転換社債を含む)、金				20		
認定取引所に上場されているその他の株式				30		
UCITS、投資信託				<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドのエクイティ投資に対してルックスルーを適用していない場合、ファンドが投資対象としている証券に適用される最高のヘアカットを適用 ・ ルックスルーを適用している場合、ファンドが保有する商品に適用されるヘアカットの加重平均を適用 		
同じ通貨の現金				0		
その他のエクスポージャー				30		

(注) 単位は%。

(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」

市中協議文書はその潜在的な基準として、債務者のデフォルトのリスクが小さく、完全かつ適時の元利払いが期待できる「投資適格 (investment grade)」を挙げている。この場合の投資適格は、投資適格格付の概念とは異なるものである。

金融担保に適用される監督上のヘアカットに関しては、市中協議文書は現行の枠組みを前提とした水準調整を行っている (図表 7)。現行との大きな違いは、残存期間の設定がより細くなり、株式のヘアカットが引き上げられていることである⁸。もともと、外部格付の規制利用が認められない法域があるため、外部格付をカウンターパーティのリスク・ウェイトに置き換えた代替的な監督上のヘアカットも提示している (図表 8)。

3. 信用プロテクション提供者

現行の標準的手法では、信用プロテクションの提供者の適格要件が外部格付を参照している。市中協議文書は、外部格付への依存を削減する観点から、借り手と保証人の間に経済的な関係がないことを前提として、プルーデンス規制の適用を受ける金融機関以外の事業会社の適格要件を制限することを提案している。一方、証券化エクスポージャーに関しては、ソブリン、公共法人、プルーデンス規制の適用を受ける金融機関からの信用プロテクションのみが保証として認められることになる。

4. クレジット・デリバティブの取扱い

信用プロテクションとして認められるクレジット・デリバティブに関しては、Nth トウ・デフォルトを CRM として認めないこととし、また、リストラクチャリングをクレジット・イベントとしていないクレジット・デリバティブについても CRM の対象から外している⁹。

5. クレジット・デリバティブの取扱い

現行の標準的手法においては、一定のレポ取引および OTC デリバティブ取引に関しては、20%のリスク・ウェイト・フロアーの適用除外としており、各国当局の裁量の下で定義される中核的市場参加者 (core market participant) との取引においては、0%のリスク・ウェイトと 0%のヘアカットが適用できる。バーゼル委員会としてはこの例外措置を廃止することも視野に入れてその影響を検証する方針を明らかにしている。

V. 今後の留意点

信用リスクの標準的手法の改定に関する市中協議文書が公表され、外部格付への参照が排除されることが明らかになった。その代わりに各エクスポージャーではリスク・ウェイトを決定するためのリスク・ドライバーが新たに設定される。例えば、銀行向けエクスポ

⁸ UCITS や投資信託といったファンド投資において、ルックスルーを適用している場合には、ファンドが保有する商品に適用されるヘアカットを加重平均して適用することになることが新たに織り込まれている。

⁹ Nth トウ・デフォルトとは、裏付資産に含まれる企業の中で、N 社がデフォルトした場合に終了するもの。

ージャーは CET1 比率とネット NPA 比率であり、事業会社向けエクスポージャーは売上高とレバレッジ、抵当権付住宅ローンは LTV 比率と DSC 比率である。標準的手法を利用する銀行はリスク・ドライバーを基にリスク・ウェイトを決定する必要がある。リスク・ドライバーを算定するための情報の入手や蓄積、比率の算定という新たな実務負担が生じることになる。

また、市中協議文書は標準的手法のリスク・センシティブティの向上を図っている。そのことが従来よりも高いリスク・ウェイトの適用につながる可能性がある。例えば、事業会社向けエクスポージャーでは、従来は外部格付に基づいていたため、多くのエクスポージャーは無格付の場合の 100% のリスク・ウェイトが適用されていた可能性がある。一方、売上高とレバレッジに基づいてリスク・ウェイトが適用される新たな手法では、売上高が小さい中小企業のリスク・ウェイトが高く設定されており、売上高が 500 万ユーロ（≒7.5 億円）以下の会社のリスク・ウェイトは 100% 以上である。また、債務超過の事業会社には 300% という高いリスク・ウェイトが設定されている。貸出先に中小企業が多い銀行ほどリスク・アセットが増える可能性がある。

抵当権付住宅ローンには、従来は 35% という有利なリスク・ウェイトが適用されたが、LTV 比率が高ければ現行よりも高いリスク・ウェイトが適用される。また、保有する株式に関しては、現行 100% のリスク・ウェイトが、上場株式で 300%、それ以外（非上場株式を含む）は 400% に大幅に引上げられる。このように現行のリスク・ウェイトよりも高いリスク・ウェイトが適用される結果、銀行のリスク・アセットが増加し、自己資本比率の低下をもたらす可能性がある。

今回の改定は IRB を利用する銀行にも影響する。従来、内部モデルに基づいてリスク・アセットを計測している場合は標準的手法に基づいて計測する必要はなかった。しかしながら、RCAP において内部モデルを利用して計測したリスク・アセットにばらつきが生じたことから、バーゼル委員会は標準的手法を資本フローとする方針を示している。したがって、IRB 行も標準的手法に基づいてリスク・アセットを計測することが必要になる。IRB 行にとってさらに重要なことは、資本フローがどのようにどのような水準に設定されるかである。もっとも、資本フローに関する市中協議文書ではまだ具体的な枠組みは明らかではない。

信用リスクの標準的手法の改定は、標準的手法を利用する銀行にも IRB を利用する銀行にも影響をもたらす可能性が高い。現時点ではその影響の程度は明らかではないが、今後行われる資本フローの検討や QIS の結果を見極めつつ、その影響を注視していく必要がある。